

<特別決議>

「不正受給」キャンペーンを利用した給付水準の切り下げなどの生活保護法「改正」の策動に抗議し、生活保護制度の改善を求める

人気お笑いタレントの母親の生活保護受給問題を機に、メディアでの「不正受給」キャンペーンがつづいている。これをチャンスとして、民主党と自民党が生活保護制度の改悪に走り出している。

まず、バッシングを受けているタレントのケースは、もともと「不正受給」にはあたらない。現行生活保護法上、扶養は保護の要件ではない。福祉事務所とも相談の上保護金額が決められてきていた。これまでも、25年前の札幌白石区での母親が死事件をはじめ、5年前の北九州市で、「おにぎり食べたい」と52歳男性が餓死した事件など、扶養が要件であるかのように求められてことで命が失われたケースが多々生まれている。

ところが自民党の生活保護検討チームのメンバーは、「安易な受給がすすむことがあってはならない。生活保護費の抑制は国家的課題」（世耕弘成参議院議員）と公言。「不正受給」キャンペーンを主導してきた。また自民党は4月に、給付水準の10%引き下げ、医療扶助の大幅抑制などの生活保護制度改悪を打ち出している。

民主党も、2月9日の衆議院予算委委員会で、民主党の前原政調会長が、「社会保障という切りにくいイメージだが、『ムダの宝庫』。社会保障にどうやって切り込んでいくかが極めて大事だ」と述べ、生活保護費の抑制を主張。小宮山洋子厚労大臣も、自民党の質問に答える形で、扶養義務の強化を打ち出し、自民党の10%引き下げ案にも「参考にして検討する」と答弁。「親族側に扶養が困難な理由を証明する義務を課す」という事実上扶養を生活保護利用の要件とする法改正を検討する考えを示した。

生活保護利用者の息子が人気タレントとなって多額の収入を得るに至るといふ、極めて例外的な事例を根拠に、現在改正の在り方を関係審議会に諮問中の厚生労働大臣が、法改正にまで言及すること自体、軽率のそしりを免れない。

そもそも、扶養を保護の要件とすることは、救貧法時代の前近代社会に回帰する大「改正」であり、ただでさえ「スティグマ（恥の烙印）」が強く利用しにくい生活保護制度をほとんど利用できないものとし、餓死・孤立死・自殺の

増加を招くことが必至である。

政府はこの間、受給者増を危機だとあおり、受給者を生活保護から追い出そうと躍起になってきた。保護申請をさせない「水際作戦」も現場事務所では横行している。「不正受給がまん延」しているかのように言いたてる指定都市市長会の動きに応え、昨年12月には職業訓練を受けない受給者への保護の廃止の検討などの改悪案をまとめている。行政刷新会議の「政策仕分け」（昨年11月）も、生活保護基準引き下げを求めている。

また、3月1日には、社会・援護局関係主管課長会議において、暴力団等の不正受給を口実に「警察官OB等を福祉事務所に配置すること」を積極的に検討することを指示。すでに全国74自治体に警察官OBが配置されている。

生活保護受給者の増加の原因は、「構造改革」によってすすめられた雇用破壊と社会保障改悪による格差と貧困の広がりにある。自らの政治がもたらした貧困の拡大を放置し、非正規労働者の増大や低年金の高齢者への対策に背を向け、水際での追い返しや受給者の追い出しを強化しようという政策は、憲法が保障する生存権を切り捨てる愚政である。

生活保護受給者が過去最高の209万人を超えたと問題にされるが、生活保護受給率は、増えたとはいえわずか1.6%で、諸外国（ドイツ9.7%、イギリス9.3%、フランス5.7%）に比べて著しく低く、捕捉率は2割程度である。

低すぎる受給率こそが問題であって、この点を直視することなく「法改正」を行えば、ただでさえ利用しにくい生活保護がほとんど利用できなくなり、「餓死」「孤立死」などの深刻な事態のまん延を招くことになるのは明らかである。

以上の点から、「不正受給」キャンペーンを利用した給付水準の切り下げなどの生活保護「改正」の策動に抗議するとともに、生活保護制度の改善を求め、下記を要請する。

記

- 1、給付水準の切り下げや扶養義務の強要の強化など生活保護法「改正」の検討をやめること
- 2、老齢加算復活はじめ生活保護基準引き上げの改善を図ること。
年金引き下げを中止すること。
- 3、「不正受給」を口実にした警察官OBの配置を撤回すること。
- 4、大阪市がすすめる西成区の登録医制度を撤回すること。

以上、決議する。

2012年6月4日

中央社会保障推進協議会第56回総会